

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
宮城県自動車小売業最低賃金専門部会（第2回）議事要旨

開 催 日 時	令和5年10月4日（水） 午後2時00分 ～ 午後4時40分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
主 要 議 題	(1) 金額審議について (2) その他		
議 事 要 旨	(1) 金額審議について ○労働者側より43円引上げ989円の提示。 根拠は、経産省の商業動態統計速報による8月の自動車小売業の販売額が前年同月比9%増で、12か月連続増加となっており、基調判断も上昇傾向にあるとしていることから、前回の提示額を下げる理由はないため。 ○使用者側より35円引上げ981円の提示。 根拠は、令和5年度の賃金実態調査結果では、自動車小売業の影響率は高く、最賃引上げによって実際には最賃近傍の労働者以外も広く引上げる必要があり、影響が広範囲に及ぶこと。中古車販売大手の不正問題が不安材料となっていること、ロシアへの輸出制限により相場が下落していること、一方で円安による海外バイヤーの参入による仕入れ価格高騰も販売価格に転嫁できないこと、半導体不足による新車製造遅れによる玉不足となっていること、など業界の厳しい状況はあるが、賃上げの必要性を理解しており、前回より引上げたもの。 ○労働者側より42円引上げ988円の提示。 根拠は、地域最賃の引上げ率による金額からマイナス1円としたもの。 ○合意に至らず。 (2) その他 事務局より、第3回目の審議日程について説明があった。		